

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	四
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	五
○飼料試験結果の公表	(畜産課)	五
○保安林の指定	(森林整備課)	八
○保安林の指定の解除(二件)	(同)	八
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	九
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(水産業基盤整備課)	一〇
○海岸保全区域の変更	(河川課)	一〇
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	一一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(同)	一一
○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出	(同)	一二
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	一二
○土地改良区役員の就任の届出	(同)	一二
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	一三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	一三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁生涯学習課)	一五

公 告

教育委員会

告 示

- 教育委員会定例会の開催
取用委員会
一六
- 鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件裁決手続開始決定
一六
- 鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件審理の開始
一六
- 鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件公示による通知
一七
- 宮城県公報第二五四三号中
正 誤
一七

○宮城県告示第三百四十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十六年四月十一日

一 居宅療養管理指導
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひかり薬局石巻	石巻市わかば二丁目十一・一二	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局名取	名取市手倉田字箱塚屋敷九一五	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局さくら木	多賀城市桜木二丁目一十	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局多賀城	多賀城市八幡二丁目十六一三十八	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局佐沼	登米市迫町佐沼中江三丁目一・九	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
わかば薬局	東松島市矢本字鹿石前百三番地三	有限会社ヒロメディカル	東松島市矢本字鹿石前百三番地三	平成二十六年四月一日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスくれよん	加美郡加美町字町裏二百七十七番地二	特定非営利活動法人くれよん	加美郡加美町字町裏二百七十七番地二	平成二十六年二月二十日
希望館デイサービスポコ・ア・ポコ	加美郡色麻町四竈字瀧百十八番地二	希望館ポコ・ア・ポコ有限公司	加美郡加美町字下野目下久保中二十三番地	平成二十六年二月二十六日
デイサロン湯治村	栗原市一迫一本杉五百二十七番地八	有限会社くりはら健康センター	栗原市一迫柳目扇田四百四十五番地一	平成二十六年二月十日

三 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
スペースア登米営業所	登米市中田町宝江黒沼字蓬原二十八一六	株式会社スペースア	千葉県船橋市栄町一・二一・二一・二二・二八	平成二十六年三月一日

四 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大崎市社会福祉協議会 三本木居宅介護支援事業所	大崎市三本木字大豆坂二十四一三	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一号	平成二十六年三月一日

五 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひかり薬局石巻	石巻市わかば二丁目十一・一二	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局名取	名取市手倉田字箱塚屋敷九一五	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局さくら木	多賀城市桜木二丁目一十	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局多賀城	多賀城市八幡二丁目十六一三十八	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
ひかり薬局佐沼	登米市迫町佐沼中江三丁目一・九	株式会社オオノ	仙台市青葉区支倉町四一三十四	平成二十六年三月一日
わかば薬局	東松島市矢本字鹿石前百三番地三	有限会社ヒロメディカル	東松島市矢本字鹿石前百三番地三	平成二十六年四月一日

六 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスくれよん	加美郡加美町字町裏二百七十七番地二	特定非営利活動法人くれよん	加美郡加美町字町裏二百七十七番地二	平成二十六年二月二十日
希望館デイサービスポコ・ア・ポコ	加美郡色麻町四竈字瀧百十八番地二	希望館ポコ・ア・ポコ有限公司	加美郡加美町字下野目下久保中二十三番地	平成二十六年二月二十六日
ペガサスデイサービス	石巻市南中里三丁目十六番二十七号	有限会社ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一番九号	平成二十四年十月一日
特定非営利活動法人どんぐりの家	登米市南方町新一ノ曲六百二十三番地の一	特定非営利活動法人どんぐりの家	登米市南方町新一ノ曲六百二十三番地の一	平成二十五年十二月一日

七 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社三栄電機商会	白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	白石市本町九十七番地	平成二十五年八月一日
スペースア登米営業所	登米市中田町宝江黒沼字蓬原二十八一六	株式会社スペースア	千葉県船橋市栄町一・二二一・二二八	平成二十六年三月一日

八 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特定福祉用具販売				

有限会社三栄電機商会	白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	白石市本町九十七番地	平成二十五年八月一日
スペースア登米営業所	登米市中田町宝江黒沼字蓬原二十八一六	株式会社スペースア	千葉県船橋市栄町一―二十一―二十八	平成二十六年三月一日

九 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社三栄電機商会	白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	白石市本町九十七番地	平成二十五年八月一日
スペースア登米営業所	登米市中田町宝江黒沼字蓬原二十八一六	株式会社スペースア	千葉県船橋市栄町一―二十一―二十八	平成二十六年三月一日

○宮城県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
フレンド薬局石巻	石巻市蛇田字西道下百八十一一	有限会社フォーラム	仙台市青葉区栢木二丁目五―四十六プライム栢木一〇五	平成二十六年二月二十二日
ファーマライズ薬局石巻店	石巻市わかば二丁目十三一―二	ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央一―三十八一―一	平成二十六年二月二十二日
新	石巻市わかば二―十一―三	有限会社キクユウ薬局	石巻市立町一丁目二番一号	平成二十六年二月二十二日
旧	石巻市立町一丁目二番一号			
新	石巻市美園三丁目一番地十	有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	平成二十六年二月二十二日

○宮城県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年四月十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称 キャンパス石巻訪問看護ステーション	事業所の所在地 石巻市鑄銭場三十三佐々電ビル三階	開設者の名称 佐々木あかね	介護サービスの種類 訪問看護 介護予防訪問看護	廃止年月日 平成二十六年三月三十一日
-----------------------------	-----------------------------	------------------	-------------------------------	-----------------------

○宮城県告示第三百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二二八〇〇〇八八	事業所の名称及び所在地 クローバーハウス 加美郡加美町上狼塚 字東北原十二番地一	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 加美町	指定年月日 平成二十六年 四月一日
---------------------	---	---------------------------	-------------	-------------------------

○宮城県告示第三百四十九号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十五年十一月から平成二十六年二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二二四〇〇二二八	浜吉田僕の家私の家 巨理郡巨理町吉田字 流百四十六―百七十 四	短期入所	特定非営利活 動法人幸創	平成二十六年 四月一日
------------	--	------	-----------------	----------------

安全性に関する検査
平成25年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地 株式会社富士飼料大 崎流通センター 大崎市	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 乳牛用混合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 株式会社富士飼料 富士TMR	製造（輸入）月 年 H25.11	試験項目 重金属―鉛、水銀、カドミウム	違反の有無及び違反の内容 無
	同左	子牛用混合飼料	株式会社富士飼料 子牛用TMRマシナバガス	H25.11	重金属―鉛、水銀、カドミウム	無

安全性に関する検査
平成25年12月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
永根物産東川原工場 大崎市	同左	乳用牛飼育用混合飼料／肉用牛肥育用混合飼料	NAパワーミックス	H2511	重 金 属－鉛, 水銀, カドミウム	無
有限会社フオレスト 清滝工場 大崎市	同左	米ぬか発酵飼料	元氣ボカシぬかぬく君	H2512	重 金 属－鉛, 水銀, カドミウム	無
松崎精麦株式会社 松島市	同左	飼料用外国産大麦	飼料用外国産大麦スチーム皮付き圧パン	H2512	重 金 属－鉛, 水銀, カドミウム	無
麒麟麦酒株式会社 仙台工場	同左	乳・肉牛用混合飼料	モルトレージ(390kg袋)	H2512	重 金 属－鉛, 水銀, カドミウム	無
三和油脂株式会社 仙台工場 大衡村	同左	米ぬか油かす	脱脂糠	H2512	重 金 属－鉛, 水銀, カドミウム 動物性飼料－動物由来たん白質	無

栄養成分に関する検査
平成25年12月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験結果の概要											違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他の検査
日本農産工業株式会社 塩釜工場 塩釜市	同左	ノーサン印子豚人工乳飼付離乳専用飼料 ウイニーニーズ	H2511	24.5	7.2	0.94	0.69	0.2	5.7							無
	同左	子豚人工乳前期用配合飼料 ウイニーニーズピュアス	H2511	21.6	5.6	0.84	0.60	0.3	5.7							無
	同左	I P 印銀鯉育成用配合飼料 ぎん太郎カラー6 P	H2512	40.1	17.5	2.75	1.62	0.7	10.2							無
	同左	ノーサン印ます類育成用配合飼料 ますE P 3. 2 P	H2511	47.4	8.0	3.98	1.97	1.5	14.1							無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「豊」を付けている。

安全性に関する検査
平成26年1月収去

製造事業場等の名称及び所在地 バイオバンク株式会社 仙台台工場 名取市	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 混合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 RB-2000	製造 (輸入) 年 月 H26.1	試験項目 動物性飼料-動物由来たん白質	違反の有無及び違反の内容 無
サッポロビール株式会社 仙台台工場 名取市	同左	ビール粕飼料	モルトフアイード/サッポロ サイレージ	H25.12	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム 動物性飼料-動物由来たん白質	無
株式会社ニチレイ フーズ白石工場 白石市	同左	食品残さ発酵乾燥飼料	ニチレイフーズ発酵飼料	H26.1	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	無
一般財団法人蔵王酪 農センター 蔵王町	同左	牛用飼育用混合飼料	ニューチャージ(乳茶飼)	H26.1	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	無
ニツカウキスキー株 式会社 仙台市	同左	牛用混合飼料	ハイグロス	H26.1	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム 動物性飼料-動物由来たん白質	無

安全性に関する検査
平成26年2月収去

製造事業場等の名称及び所在地 株式会社東北水産理 化学研究所 塩釜市	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 カルシウム・リン混 合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 カルボン	製 造 (輸 入) 年 月 H26.1	試 験 項 目 動物性飼料-動物由来たん白質	違反の有無及び違反の内容 無
ナーリン株式会社 大郷町	同左	ミネラル入り混合飼料	ネオ・ナーリンレッド	H25.12	動物性飼料-動物由来たん白質	無

有限会社エコロジー・フログラック 仙台市	同左	ビタミン・ミネラル入り混合飼料	UP&フレッシュ5	H26.2	動物性飼料－動物由来たん白質	無
		肉牛用食品残渣発酵飼料	LP&NA	H26.2	動物性飼料－動物由来たん白質	無

○宮城県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の三二、四五の三五から四五の三七まで、四五の三九から四五の四六まで

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の二五・一の一八一・高瀬字浜砂一の八から一の一〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の二五・一の一八一・高瀬字浜砂一の八から一の一〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

巨理郡山元町坂元字浜一の四一・一の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

亘理郡山元町坂元字浜一の四一・一の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 矢本町公共下水道

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十三号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 市街地再開発組合の名称

中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

石巻市中央一丁目十四番十号
理事長の氏名及び住所

氏名 浅野 亨

住所 石巻市日和が丘一丁目十四番二十五号

○宮城県告示第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年四月二日	佐藤 光男	刈田郡蔵王町大字小村崎字戸ノ内中九十一番地一	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年三月三十一日	鹿島 茂	刈田郡蔵王町大字小村崎字十郎田十三番地	理事

○宮城県告示第三百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年四月一日	佐藤 武敏	角田市高倉字梅ヶ崎二百六番地	理事

平成二十六年四月一日	亀谷久雄	角田市尾山字横町十六番地	理事
平成二十六年四月一日	鈴木榮次郎	角田市豊室字沼下二十六番地	理事
平成二十六年四月一日	柄目利徳	角田市横倉字金谷九十六番地	理事
平成二十六年四月一日	只野茂	角田市島田字柳町六十四番地二	理事
平成二十六年四月一日	佐藤勇藏	角田市藤田字入二十五番地	理事
平成二十六年四月一日	渋谷克彦	角田市坂津田字北向六十八番地一	理事
平成二十六年四月一日	渋谷義郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事
平成二十六年四月一日	面川義明	角田市岡字深町六十七番地	理事
平成二十六年四月一日	遠藤良夫	角田市江尻字東浦三番地一	理事
平成二十六年四月一日	鈴木昭一	角田市稲置字館下二十三番地	理事
平成二十六年四月一日	星光洋	伊具郡丸森町小齋字前並百三十一番地二	理事
平成二十六年四月一日	佐藤幸治	伊具郡丸森町大内字桜田四十二番地	理事
平成二十六年四月一日	佐々木高之	伊具郡丸森町館矢間館山字木沼十一番地	理事
平成二十六年四月一日	二階堂元	角田市角田字栄町九十八番地	監事
平成二十六年四月一日	馬場茂	角田市神次郎字東高野三番地	監事
平成二十六年四月一日	只野純一	角田市島田字光目内八番地	監事

○宮城県告示第三百六十七号

津山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十一日

公 告

宮城県東部地方振興事務所
所 長 正 木 毅

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十六年六月一日から平成三十一年三月三十一日まで

4 設置場所 宮城県松島高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国(公団含む。))又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸及び保守契約を締結し、履行した実績(複数年契約しているものにあつては、履行期間が十二月以上経過しているものを含む。))を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十六年四月二十三日(水)午後五時までに提出すること。
三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用
(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当 梅原 登世子 電話〇二二一二一一三六二三)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限
平成二十六年四月二十三日(水)午後五時

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月十七日(木)から平成二十六年四月二十三日(水)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年四月二十三日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十六年四月二十五日(金)午前九時から平成二十六年五月一日(木)午後

五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年五月一日(木) 午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年五月二日(金) 午前十時 宮城県庁行政舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems for educational use in Matsushima High School - 1 set

2 Duration of Contract : June 1, 2014 to March 31, 2019

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Matsushima Senior High School

4 Deadline for Bid : Thursday May 1, 2014 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Toyoko Umebara, Chief Administrative Staff, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年四月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県被災地域記録デジタル化推進事業に関する委託事業 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年三月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(311の経歴を1000年間、活かし続けるための企業連合代表構成員) 東京都千代田区内幸一丁目一番六号

五 落札金額 五億七千三百万円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年二月七日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十六年四月十一日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十六年四月十六日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 職員の人事について

2 宮城県社会教育委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一）

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年四月十一日

宮城県収用委員会

一 起業者の名称 国土交通大臣

二 事業の種類 一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事及びこれに伴う県道付替工事
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 宮城県大崎市鹿島台木間塚字鎌巻

地番	地目		地積		収用しようとする面積
	公簿	現況	公簿	実測	
一三三番一	畑	畑	八七〇平方メートル	八七〇・三三平方メートル	四一九・六三平方メートル
一三三番二	宅地	宅地 公衆用道 路	四一九・六九平方メートル	四一九・八三平方メートル	一八二・八〇平方メートル 一四・一〇平方メートル

四 土地所有者

不明

ただし、登記名義人 亡阿部和喜治 志田郡鹿島台村木間塚字竹谷四十九番地 の相続人

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

字	地番	関係人		権利の種類
		氏名	住所	
鎌巻	一三三番二	大崎市	宮城県古川市七日町一番一号	使用貸借

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十五年十二月十六日

○宮城県収用委員会告示第五号

国土交通大臣起業の一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事及びこれに伴う県道付替工事に係る土地収用事件（鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十六年四月十一日

宮城県収用委員会

一 日時 平成二十六年五月二十六日（月）午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第六号
 鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六條第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるの
 で、出頭の上その交付を受けて下さい。
 平成二十六年四月十一日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十六年四月二日付け宮収第一号審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

- 氏名・住所不明 ただし阿部武喜の相続人
- Clara Akemi Tusboi Sato 住所不明
- Linda Tokiko Tusboi Sato 住所不明
- Wilson Kiyoharu Tusboi 住所不明
- Flavia Yukie Tusboi Yamamoto 住所不明
- Milton Katsuhiko Iwahara 住所不明
- Odete Kayoko Iwahara 住所不明
- 氏名・住所不明 ただしShizue Iwaharaの三女
- Yukie Koike Kodai 住所不明
- Flavio Massao Kodai 住所不明
- Eliane Satie Kodai 住所不明
- Mary Kodai 住所不明
- Sadatoshi Kodai 住所不明
- Lupion Fumiyō Kodai 住所不明
- 氏名・住所不明 ただし中村タエの相続人
- 氏名・住所不明 ただし佐藤キワの相続人
- 氏名・住所不明 ただし阿部清仁の相続人
- Paulino Mitsui Ueda 住所不明
- Margaida Akiko Ueda Sena 住所不明
- 氏名・住所不明 ただし阿部とみゑの相続人
- Robert Kazuo Yamamoto 住所不明
- 氏名・住所不明 ただし久保しづえの三女の二男

氏名・住所不明 ただし久保しづえの三女の三男
 Ruiko Miyaji 住所不明
 Claudio Hideki Kubo 住所不明
 氏名・住所不明 ただし久保しづえの四男の長女
 氏名・住所不明 ただし久保しづえの四男の二女

正 誤

○宮城県公報第二五四三号（平成二十六年三月二十五日付け）中
 ページ 上 段 行 正 誤
 一 一 後ろか 岩沼市三色吉字竹倉部百七番一、 岩沼市三色吉字竹倉部百七番七
 一四 百七番七